

イリーゼ市原ショートステイ 運営規程

（事業の目的）

- 第 1 条 株式会社HITOWAが開設する イリーゼ市原ショートステイ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
 - 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 一 | 名称 | イリーゼ市原ショートステイ |
| 二 | 所在地 | 千葉県市原市市原408-5 |
| 三 | 定員数 | 33名 |
| 四 | 居室数 | 10室（個室 なし 多床室 10室） |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1 名以上
生活相談員は利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三 看護職員 1 名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四 介護職員 5 名以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。看護職員・介護職員の合計数：常勤換算方法で要介護者等3名に対し1名以上とする。
- 五 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 六 栄養士 1 名以上 (嘱託)
栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七 医師 1 名以上 (嘱託)
利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

(指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の提供方法、内容)

第 5 条 指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 一 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- 二 機能訓練及び療養上の世話
- 三 入浴介護が必要な利用者については、週2回のサービス提供を標準とする。

(個別サービス計画の作成等)

第 6 条 指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、必要に応じて個別サービス計画を作成する。

- 2 個別サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供の記録)

- 第 7 条 従事者は、指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。また、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の利用料等及び支払いの方法)

- 第 8 条 事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された負担割合に応じた額とする。
- 2 その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
 - 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - 二 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
 - 3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 9 条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

実施地域: 市原市、千葉市の一部(中央区・緑区)

(緊急時における対応方法)

- 第 10 条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることとする。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

- 第 11 条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
- 2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、主管する行政機関、利用者の家族等に連絡を行う。
 - 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理対策)

- 第 12 条 事業所は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、適宜、健康診断等を実施する。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕に使用する設備及び備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生的な管理に十分留意するものとする。
 - 3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(感染症や災害対策)

第 13 条 事業所は感染症・災害対策として次の取組を実施する。

- 一 感染症の発生及びまん延等の防止のため、委員会を設置し適宜開催
- 二 感染症及び災害対応指針を定め、各対応マニュアルによる研修の実施、対応訓練を実施
- 2 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定し、必要な研修の実施、対応訓練を実施
- 3 災害への対応については、地域と連携した対応を行うため、非常災害対策の策定(計画策定、関係機関との連携体制の確保、対応訓練の実施等)を行い、対応訓練の実施に当たっては、地域住民に参加を要請し連携した対応に努める。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行くとともに必要な設備を備える。

一	防火責任者	管理者
二	防災訓練	年2回
三	避難訓練	年2回
四	通報訓練	年2回
- 5 事業所は、非常災害時に備えて3日分の非常災害用食糧及び飲料水の確保を行い、これを備蓄する。

(身体拘束・虐待防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の発生又は再発の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 委員会の設置、開催、担当者の選定、委員会で検討を行った結果について従業者に周知
- 二 指針の整備、当事業所職員に対する研修の実施
- 三 人権の擁護・身体拘束・虐待の防止のための当事業所職員に対する研修の実施
- 四 利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備
- 五 その他身体拘束・虐待防止のために必要な措置は高齢者虐待・身体拘束防止マニュアルに準ずる
- 2 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急時止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急時止むを得ず身体拘束等を行う場合には非代替性、一時性、切迫性の3つの要素をすべて満たし、検討の上、必ず個別に説明をした上で行うこととする。また、その経過及び結果を記録する。記録に関しては、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、その理由を記録し5年間保存し、ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示する。要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束を解除する。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第 16 条 事業の提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 提供した事業等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供した事業等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 5 前3項及び4項の市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、改善の内容を報告するものとする。
 - 6 提供した事業等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
 - 7 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第 17 条 居室、共用設備、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 18 条 従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、施設の他の業務を行うことがある。
- 2 事業者は、従事者等の資質の向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3か月以内(原則として採用当月に受講)
 - 二 継続研修 年4回
 - 3 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 4 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約及び誓約書に明記する。
 - 5 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社HITOWAの代表と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2026年3月1日から施行する。

この規程は、2026年8月1日から施行する。

イリーゼ市原ショートステイ 別紙料金表

サービス種類:短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕

法定代理受領の場合は下記金額の1割から3割(但し介護保険負担割合証に準ずる)
(利用者負担の減免・公費負担等がある場合、その負担額による。)

【利用者負担額(基本料金)の算出方法】

単位数×地域区分別1単位の単価(円)=A(小数点以下切り捨て)

$A \times 0.9$ (※)=B(小数点以下切り捨て)

※自己負担割合1割の場合。自己負担割合2割の場合0.8、3割の場合0.7で計算

$A - B$ = 利用者負担額

※当該事業所の地域区分は下記のとおりです。

地域	地域区分	1単位あたりの 単価(円)
市原市	5級地	10.55

【短期入所生活介護費(介護予防)】

対象 に☑	サービス種類	介護度	単位数	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
☐	単独型短期 入所生活介護費 (Ⅰ) 個室	要支援1	479	5,053円	506円	1,011円	1,516円
		要支援2	596	6,287円	629円	1,258円	1,887円
		要介護1	645	6,804円	681円	1,361円	2,042円
		要介護2	715	7,543円	755円	1,509円	2,263円
		要介護3	787	8,302円	831円	1,661円	2,491円
		要介護4	856	9,030円	903円	1,806円	2,709円
		要介護5	926	9,769円	977円	1,954円	2,931円
☐	単独型短期 入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室	要支援1	479	5,053円	506円	1,011円	1,516円
		要支援2	596	6,287円	629円	1,258円	1,887円
		要介護1	645	6,804円	681円	1,361円	2,042円
		要介護2	715	7,543円	755円	1,509円	2,263円
		要介護3	787	8,302円	831円	1,661円	2,491円
		要介護4	856	9,030円	903円	1,806円	2,709円
		要介護5	926	9,769円	977円	1,954円	2,931円

□	併設型短期 入所生活介護費 (Ⅰ) 個室	要支援1	451	4,758円	476円	952円	1,428円
		要支援2	561	5,918円	592円	1,184円	1,776円
		要介護1	603	6,361円	637円	1,273円	1,909円
		要介護2	672	7,089円	709円	1,418円	2,127円
		要介護3	745	7,859円	786円	1,572円	2,358円
		要介護4	815	8,598円	860円	1,720円	2,580円
		要介護5	884	9,326円	933円	1,866円	2,798円

【加算】

算定 に☑	種類	算定方法	単位数	利用料金			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
□	個別機能 訓練加算	1日につき	56	590円	59円	118円	177円
□	専従の機能訓 練指導員を配 置している場 合(要介護者の み)	1日につき	12	126円	13円	26円	38円
□	機能訓練 体制加算 (要支援者の み)	1日につき	12	126円	13円	26円	38円
□	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	3月に1回を限度 として1月につき 但し、個別機能 訓練加算算定時 は算定しない	100	1,055円	106円	211円	317円
□	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	1月につき	200	2,110円	211円	422円	633円
		個別機能訓練加 算 を算定している 場合一月につき	100	1,055円	106円	211円	317円
□	看護体制加算 (Ⅰ) (要介護者の み)	1日につき	4	42円	5円	9円	13円

☐	看護体制加算 (Ⅱ) (要介護者のみ)	1日につき	8	84円	9円	17円	26円
☐	看護体制加算 (Ⅲ)イ (要介護者のみ)	1日につき 利用定員29 人以下	12	126円	13円	26円	38円
☐	看護体制加算 (Ⅲ)ロ (要介護者のみ)	利用定員30 人以上50人 以下	6	63円	7円	13円	19円
☐	看護体制加算 (Ⅳ)イ (要介護者のみ)	1日につき 利用定員29 人以下	23	242円	25円	49円	73円
☐	看護体制加算 (Ⅳ)ロ (要介護者のみ)	利用定員30 人以上50人 以下	13	137円	14円	28円	42円
☐	医療連携 強化加算 (要介護者のみ)	1日につき	58	611円	62円	123円	184円
☐	夜間職員配置 加算(Ⅰ) (要介護者のみ)	1日につき	13	137円	14円	28円	42円
☐	夜間職員配置 加算(Ⅲ) (要介護者のみ)	1日につき	15	158円	16円	32円	48円
☒	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	1日につき (利用を開始した 日から起算して7 日を限度)	200	2,110円	211円	422円	633円
☐	若年性認知症 利用者受入加 算	1日につき	120	1,266円	127円	254円	380円
☒	送迎加算	片道につき	184	1,941円	195円	389円	583円

☒	緊急短期入所 受入加算 (要介護者のみ)	1日につき (利用を開始した 日から起算して7 日を限度)	90	949円	95円	190円	285円
☐	在宅中重度受 入加算(看護 体制加算(Ⅰ) 又は(Ⅲ)イ若 しくは口算定 時)	1日につき	421	4,441円	445円	889円	1,333円
☐	在宅中重度受 入加算(看護 体制加算(Ⅱ) 又は(Ⅳ)イ若 しくは口算定 時)	1日につき	417	4,399円	440円	880円	1,320円
☐	在宅中重度受 入加算(看護 体制加算 (Ⅰ)又は(Ⅲ)イ 若しくは口及び (Ⅱ)又(Ⅳ)イ若 しくは口をいず れも算定時)	1日につき	413	4,357円	436円	872円	1,308円
☐	在宅中重度 受入加算 (看護体制加 算未算定時)	1日につき	425	4,483円	449円	897円	1,345円
☐	認知症専門ケ ア加算(Ⅰ)	1日につき	3	31円	4円	7円	10円
☐	認知症専門ケ ア加算(Ⅱ)	1日につき	4	42円	5円	9円	13円
☐	口腔連携強化 加算	1月につき	50	527円	53円	106円	159円
☐	療養食加算	1日につき3回を 限度として1回に つき	8	84円	9円	17円	26円
☐	サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	1日につき	22	232円	24円	47円	70円

☒	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	18	189円	19円	38円	57円
☐	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	6	63円	7円	13円	19円
☐	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	100	1,055円	106円	211円	317円
☐	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	10	105円	11円	21円	32円
☐	看取り連携体制加算	1日につき (死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度)	64	675円	68円	135円	203円
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イ	(介護報酬総単位数＋加算)×16.3%					
☒	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ	(介護報酬総単位数＋加算)×17.6%					
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ	(介護報酬総単位数＋加算)×15.9%					
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ロ	(介護報酬総単位数＋加算)×17.2%					
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(介護報酬総単位数＋加算)×13.6%					
☐	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(介護報酬総単位数＋加算)×11.3%					

○ 個別機能訓練加算

- ・ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する者を1名以上配置していること。
- ・ 機能訓練指導員等が共同して利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
- ・ 個別機能訓練計画に基づき利用者の生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し機能訓練を提供していること。
- ・ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、定期的に居宅を訪問した上で進捗状況等を説明し訓練内容の見直し等を行っていること。

○ 機能訓練指導員の加算

- ・ 専ら業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されていること。

○ 機能訓練体制加算

- ・ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置していること。

- 生活機能向上連携加算(Ⅰ)
 - ・ リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療施設等の医師等の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成をしていること。
 - ・ 個別機能訓練計画に基づき利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供していること。
 - ・ 評価に基づき個別機能訓練計画の進捗状況等を定期的に評価し、利用者又は家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて見直し等をを行っていること。
- 生活機能向上連携加算(Ⅱ)
 - ・ リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療施設等の理学療法士等が訪問し機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
 - ・ 評価に基づき個別機能訓練計画の進捗状況等を定期的に評価し、利用者又は家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて見直し等をを行っていること。
 - ・ 評価に基づき個別機能訓練計画の進捗状況等を定期的に評価し利用者又は家族に説明し、必要に応じて見直し等をを行っていること。
- 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)
 - ・ Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。
 - ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
 - ・ 職員間の役割分担の取り組み等を行っていること。
 - ・ 1年1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供を行うこと。
- 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
 - ・ 利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を検討する委員会の開催や対策を講じ改善活動を継続的にやっていること。
 - ・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
 - ・ 1年1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供を行うこと。
- 看護体制加算(Ⅰ)
 - ・ 常勤の看護師を1名以上配置していること。
- 看護体制加算(Ⅱ)
 - ・ 事業所の看護職員の数が常勤換算方法で定められた数の1以上であること。
 - ・ 事業所の看護職員により又は診療所等との連携により24時間連絡できる体制を確保していること。
- 看護体制加算(Ⅲ)イ
 - (1) 事業所における前年度の利用者の総数のうち要介護345である者の割合が100分の70以上であること。
 - (2) 利用定員が29名以下であること。
 - ・ (Ⅰ)に該当すること。
- 看護体制加算(Ⅲ)ロ
 - (1) 利用定員が30人以上50人以下であること。
 - (2) (Ⅲ)イの(1)に該当すること。
 - (3) (Ⅰ)に該当すること。
- 看護体制加算(Ⅳ)イ
 - ・ (Ⅱ)に該当すること並びに(Ⅲ)イの(1)(2)に該当すること。
- 看護体制加算(Ⅳ)ロ
 - ・ (Ⅱ)に該当すること、(Ⅲ)イの(1)及び(Ⅲ)ロの(1)に該当すること。
- 看取り連携体制加算
 - ・ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していること。又は看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており且つ看護職員又は診療所等の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保していること。
 - ・ 看取り期における対応の指針を定め利用開始の際に利用者又は家族等に対して内容を説明し同意を得ていること。

- 医療連携強化加算
 - ・ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していること。
 - ・ 利用者の急変の予測や早期発見等のため看護職員による定期的な巡視を行っていること。
 - ・ 主治医と連絡が取れない等の場合に備えて予め協力医療機関等定め緊急やむを得ない場合の対応に関わる取り決めを行っていること。
 - ・ 急変時の医療提供方針について利用者から合意を得ていること。
 - ・ 厚生労働大臣が定める状態の者であること。
- 夜間職員配置加算(Ⅰ)
- ・ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合。
- 夜間職員配置加算(Ⅲ)
- ・ 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合。
- ・ 夜勤帯を通じ看護職員又は喀痰吸引等業務の登録を受けている又は特定行為業務の登録を受けていること。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算
 - ・ 医師が認知症の行動心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり緊急に介護を利用することが適当であると判断した者に対し介護を行った場合。
- 若年性認知症利用者受入加算
 - ・ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めそのものを中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。
- 送迎加算
 - ・ 利用者の心身の状態、家族等の事業所から見送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して事業所の従業員が利用者の居宅と事業所との間の送迎を行う場合。
- 緊急短期入所受入加算
 - ・ 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっておらず緊急に行った場合。
- 在宅中重度受入加算
 - ・ 利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせた場合。
- 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- ・ 事業所における利用者総数のうち日常生活に支障をきたすおそれのある者で介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1であること。
- ・ 認知症介護に係る専門的な研修を終了している者の数が定められた数以上配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- ・ 従業員に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていること。
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- ・ (Ⅰ)に適合すること。
- ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い研修を実施又は実施を予定していること。
- 口腔連携強化加算
 - ・ 事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合。
- 療養食加算
 - ・ 厚生労働大臣が定める療養食を提供していること。
 - ・ 食事の提供が管理栄養士等によって管理されていること。
 - ・ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量および内容の食事の提供が行われていること。
 - ・ 食事の提供が厚生労働大臣が定める基準に適合すること。
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- ・ 介護職員総数のうち介護福祉士が100分の80以上であること又は勤続年数10年以上の介護福祉士が100分の35以上であること。
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- ・ 介護職員総数のうち介護福祉士が100分の60以上であること。

○ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

- ・ 介護職員総数のうち介護福祉士が100分の50以上であること又は介護看護職員の総数のうち常勤職員が100分の75以上であること又は利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上のものが100分の30であること。

○ 介護職員等処遇改善加算

- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施し、都道府県知事に届け出ている場合。

【減算】

種類	要件	算定方法	単位数
長期利用者減算 (要支援1)	自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して、30日を超えた日から減算	1日につき	所定単位数の100分の75に相当する単位数を算定する
長期利用者減算 (要支援2)	自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して、30日を超えた日から減算	1日につき	所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。
長期利用者減算 (要支援者)	利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合	1日につき	短期入所生活介護費算定不可
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図るために必要な措置未実施時	1日につき	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置未実施時	当該状態が解消されるまで	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定事業所に対する減算	感染症や非常災害の業務継続計画未策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置未実施時	当該状態が解消されるまで	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

対象 に☑	サービス種類	介護度	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
□	単独型短期 入所生活介護費 (Ⅰ) 個室	要介護1	615	589
		要介護2	685	659
		要介護3	757	732
		要介護4	826	802
		要介護5	896	871

□	単独型短期 入所生活介護費 (Ⅱ) 多床室	要介護1	615	589
		要介護2	685	659
		要介護3	757	732
		要介護4	826	802
		要介護5	896	871
□	併設型短期 入所生活介護費 (Ⅰ) 個室	要介護1	573	573
		要介護2	642	642
		要介護3	715	715
		要介護4	785	785
		要介護5	854	854

【その他の料金】

種類	要件	単位	料金
滞在費※		1日につき	450円
食費※	入退所日は、食事摂取分を計算します	朝食	280円
		昼食	600円
		夕食	500円
		1日につき (3食喫食時)	1380円
おやつ代		1回につき	60円
日用品費 (希望時)	(条件や内容を記載してください)		
	(条件や内容を記載してください)		
理美容代	希望時	1回につき	実費
送迎費	通常の事業実施地域以外の場合、 その越えた地点から計算	1Kmlにつき	10円
キャンセル料	入所日の午前5時までにご連絡いただいた場合	1回につき	無料
	入所当日の午後3時までにご連絡いただいた場合	1回につき	1日の利用料の20%
	入所当日の午後3時までにご連絡がなかった場合	1回につき	1日の利用料の20%

※介護保険負担限度額認定の交付を受けている場合、自己負担額軽減の対象となります。

【滞在費・食費負担限度額】

算定 に☑	項目	要件	自己負担限度額				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
☐	滞在費	多床室の場合 1日につき	0	430	430	530	全額自己負担
☐	食費	1日につき	300	600	1,030	1,360	全額自己負担

※利用者負担段階	対象となる人(市町村民税世帯非課税)	
	所得要件	資産要件
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方(夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が82万6千500円以下の方	預貯金等が650万円以下の方(夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が82万6千500円を超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方(夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が120万円超の方	預貯金等が500万円以下の方(夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階	非対象者	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

但し、限度額の適用は介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合に限りです。